

＜施設ご利用の皆様へのお知らせ＞

京都市立崇仁第二浴場の運営について

日頃は、公の施設である京都市立崇仁第二浴場を御利用いただき、誠にありがとうございます。

当浴場施設は、昭和43年に保健衛生及び生活環境の改善向上を目的として開設し、サービスの向上や、より一層の効率的な運営に取り組んでおり、令和4年度から令和7年度までの間、指定管理者に管理を委託し、御利用いただいております。

当施設の運営は、以下に表示しておりますとおり、利用者の皆様から頂く入浴料のほか、市民の皆様になめていただく税金によって支えられております。

今後は、崇仁市営住宅における団地再生事業を着実に進め、同市営住宅の浴室等の住環境が整うまでの間、当該施設において、より多くの皆様に御満足いただける市立浴場を目指し、更なるサービスの向上に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

＜京都市立崇仁第二浴場の料金体系と利用者数＞
入浴料：(大人) 450 円、(中人) 150 円、(小人) 60 円
利用者数：20,546 人 (令和3年度)

＜支出＞ **総額 4,310 万円** [いずれも概数]

利用者 1 人当たりの運営経費 2,100 円 (A)

2,100 円
(100%)

＜収入＞

利用者 1 人当たりの収入 **430 円 (B)** **総額 890 万円**
(A) - (B) **総額 3,420 万円**

入浴料その他 430 円 (20%)
差額 1,670 円 (80%)
市民の税金で負担 (公費で負担)

各入浴料金(大人～小人)の方等を、利用者1人当たりで算出した額です。

収入(公費)については、支出を100とした金額から、入浴料分を差し引いた額として算出しており、収入額を全額記入したものではありません。

○ 施設を利用しない方も含めた市民の皆さまのご負担(公費負担)により、現行の入浴料で施設が運営されています。

施設の運営費は、利用者の負担(施設使用料等)と公費負担(市民の皆さまに納めていただく税金)などにより賄われています。
施設運営の現状について「見える化」を進め、施設の状況に応じた収支改善の取組(維持管理コストの見直し、施設の目的を踏まえた稼働率の向上等)を進めてまいります。

所管課名 京都市都市計画局住宅すまいまちづくり課
(075-222-3635)